葵区役所 〔他市町村からの転入〕

令和7年8月

窓口	戸籍住民課(1	階)			054-221-1061
	転入届の提出 ※住み始めてから14	1 D N	【届出人】	住民異動した本人 (15歳以上) 新住所の世帯主または同一世帯員 法定代理人または任意代理人 親権者 (異動した人が、15歳未満のとき) ※マイナポータル等を使ってオンラインで手続した場合は窓口でお伝え	えください。
10	内に提出してください。 (住み始める前では受付できません。) ※日本国外からの転入については、お問い合わせください。		【持ち物】		広出届をした方は、そのカード。(顔器証マイナンバーカードを除く。)
				□ 外国籍の方は、特別永住者証明書・在留カードをお持ちください。 □ 委任状 (任意代理人の場合、委任者本人が記載した委任状が必要 □ 成年後見人の登記事項証明書等(法定代理人の場合、その資格がれ	
【その他】 ●マイナンバーカードについて (国外転出者向けマイナンバーカードも含む)		証明 •【下記 • 動 • 前任 • 国外	書(6桁以 記の場合、マ 出予定日かり 入届出日かり 所地でマイ から転入しか	ードの住所変更は、4桁の暗証番号が必要です。(顔認証マイナンバーカート16桁以下の暗証番号)を引き続き使用する場合は、原則ご本人によるイナンバーカードが失効します】 630日を経過、または転入した日から14日を経過した場合 690日以内にカードの住所変更手続きをしなかった場合 ナンバーカードを申請中の方は、当市にて再申請が必要になります。 に方など、一定の要件に当てはまる場合は、マイナンバーカードの特急系 、詳しくはお問い合わせください。	3手続きが必要となります。
■公立小・中学校の児童生徒か 転入した場合		い。(前の学	通知書を交付しますので、新しく指定された学校で、できるだけその日の 校で発行された在学証明書などの書類は、転学通知書とともに転入校に合わせ【教育委員会事務局 児童生徒支援課 054-354-2377】	提出してください。)	
	立・県立・私立」の小・中 の児童生徒が転入した場	在学記	明書・学生	入手続きの際、「区域外就学届」をお渡ししますので、就学の承諾を 証 等)のコピーとともに、郵送で教育委員会事務局児童生徒支援課あて い合わせ【教育委員会事務局 児童生徒支援課 054-354-237	送付してください。
●パス る場	ポートの住所に変更があ 合			ポート最終ページ)をご自分で訂正してください。 ジの内容に変更がある場合は、1番窓口での手続きが必要です。	
家庭ごみの出し方や収集日については収集業務課(静岡庁舎 新館 13 階 054-221-1365)へお問い合わせください。					

窓口	保険年金課(1)	階)1/2 保険第1・第2係 054-221-1070 国民年金係 054-221-1065	
78	転入者が 国民健康保険に加入 する場合	 戸籍住民課に転入届を提出することにより、静岡市国民健康保険への加入となります。 戸籍住民課での手続き後、保険年金課で説明を行います。 [持ち物] □ 本人確認書類 (運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど) □ 国民健康保険に加入している世帯の世帯主が変わる場合、転入した世帯の加入者全員の資格確認書(お持ちの方) □ 保険の資格を喪失した証明書(脱退連絡票など)(前住所地で市区町村の国民健康保険以外の保険に加入していた場合) □ 「旧被扶養者異動連絡票」 または 「特定同一世帯所属者異動連絡票(前住所地の市町村で発行を受けていた場合) □ 委任状(代理人の場合、本人が記載した委任状が必要になります。) 	
9	後期高齢者医療制度 の加入者が転入した 場合	 戸籍住民課に転入届を提出することにより、静岡県後期高齢者医療制度への加入となります。 戸籍住民課での手続き後、保険年金課で説明を行います。 【持ち物】□ 前住所地で発行した「負担区分等証明書」(その他証明書をお持ちの方はその証明書) マイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」を、マイナ保険証をお持ちでない方には「資格確認書」を後日郵送します。 (※令和8年8月の一斉更新までは、経過措置としてマイナ保険証をお持ちの方にも「資格確認書」を交付します) 	
6	転入後 国民年金に加入する 場合 (在外任意加入から の切替えを含む)	【持ち物】□ 基礎年金番号がわかるもの(年金手帳・基礎年金番号通知書)またはマイナンバーがわかるもの□ 本人確認書類(運転免許証など)□ 離職に伴う手続の場合は年金の資格を喪失した証明書(脱退連絡票など)□ 海外転入の場合は「パスポート」	
(注)保険年金課に関する手続きは上記の他、次ページも確認してください。			

窓□ 保険年金課(1階)2/2

保険第1・第2係 054-221-1070 国民年金係 054-221-1065

【年金加入者】

●国民年金の加入者(自営業者や 学生などの第1号被保険者)が 転入した場合 戸籍住民課に転入届を提出することにより国民年金の住所も変更になります。

また、国民年金保険料の納付書は、引き続き使用できます。

【年金受給者】

※国民年金保険料に関することは、ねんきんダイヤルにお問い合わせください。

年金事務所へ住所変更の届出が必要な方と不要な方がいます。基礎年金番号をご用意の上、

●老齢年金、障害年金、遺族年金など の受給者が転入した場合 ねんきんダイヤルにお問い合わせください。 ねんきんダイヤル:0570-05-1165

●60 歳以上で、まだ年金を受給して いない方が転入した場合 (050から始まる電話の方は、03-6700-1165)

※共済年金や企業年金を受給されている方は、各機関にお問い合わせください。

0 1/3	いない万か転入した場合 ※共済年金や企業年金を受給されている方は、各機関にお問い合わせください。				
窓口	子育て支援課(2階)	給付係 054-221-1093 入園係 054-221-1095 こども家庭センター 054-221-1195			
4	児童手当の受給資格者(子の親等) が転入した場合	 【届出人】子の親等(子の監護養育者) 【持ち物】 □ 監護養育者(両親のうち、恒常的に所得の多い方)名義の普通預金の口座番号と口座名義が分かるもの(通帳など)□ 監護養育者名義の加入医療保険情報が分かるもの(コピー可)□ 窓口に来る方の身元確認書類(運転免許証等)□ 監護養育者のマイナンバー確認に必要な書類(マイナンバーカード、マイナンバーが記載された住民票等)※配偶者でもマイナンバーの記入には委任状が必要です。※監護養育者の配偶者及び市外で別居の児童及び算定対象となる児童の兄姉(18歳以上22歳以下)もマイナンバーの記載が必要です。※代理人が届出をする場合、監護養育者が記載した委任状が必要になります。(委任状の書式は静岡市ホームページからダウンロードできます)※上記のものがなくても申請はできますので、まずはご相談ください。※場合によって追加で必要となる書類がありますので、詳しくは子育て支援課給付係へお問い合わせください。 			
	児童扶養手当の受給者が転入した 場合	【届出人】受給者 【持ち物】 □ 受給者名義の普通預金の□座番号と□座名義が分かるもの(通帳など) □ 受給者、児童、同居親族のマイナンバーがわかる書類(マイナンバーカード等) □ 受給者の身元確認書類(運転免許証等) ※場合によって追加で必要となる書類がありますので、詳しくは子育て支援課給付係へお問い合わせください。			
	他市町村でひとり親家庭等医療費助成を受けていた人が転入した場合	【届出人】本人 【持ち物】 □ 申請者及び児童の加入医療保険情報が分かるもの(コピー可) □ 申請者名義の普通預金の口座番号と口座名義が分かるもの(通帳など) □ 申請者、児童、同居親族のマイナンバーがわかる書類(マイナンバーカード等) □ 申請者の身元確認書類(運転免許証等) ※場合によって追加で必要となる書類がありますので、詳しくは子育て支援課給付係へお問い合わせください。			
	子ども医療費助成制度の対象者 (0歳~18歳(18歳年度末まで)の 子ども)が転入した場合	【届出人】 保護者または家族 【持ち物】 ロ 子どもの加入医療保険情報が分かるもの(コピー可) ②郵送での申請も可能です。「申請書」及び「子どもの加入医療保険情報が分かる もののコピー」を子育て支援課あてに送付してください。申請書類の確認後、受 給者証を郵送します。 (※申請書は、子育て支援課又は保健福祉センターで配布しています。また、市ホームページからダウンロードできます。)			
	妊婦または、産後概ね 56 日以内の 産婦が転入した場合	【届出人】 妊産婦本人 【持ち物】 □ 母子健康手帳 □ 転入前の市町村で発行された妊産婦健康診査受診票や新生児聴覚スクリーニング検査受診票、1か月児健康診査受診票 【備 考】 (担当:こども家庭センター) 静岡市の妊産婦健康診査受診票や新生児聴覚スクリーニング検査受診票、1か月児健康診査受診票への交換が必要になります。(来所時の妊娠週数等により受診票を交換します。) なお、お近くの保健福祉センター(5 頁参照)でも手続きができます。			
5	市内のこども園・保育園等の利用申 込(決定)をしている児童・父母等 が転入した場合	【届出人】 保護者 【備 考】 利用申込みに関する書類を提出していただく場合があります。 ※支給認定申請や児童・父母等のマイナンバー申告が必要です。詳しくは子育て支援課入園 係へお問合せください。			
	こども園・保育園等に通園(申込) している児童と同居する場合	【届出人】 保護者 【備 考】 変更届を提出していただきます。詳しくは子育て支援課入園係へお問合せください。			

窓口	高齢介護課(2階)	介護保険第1、第2係 054-221-1180
10	前市区町村で要介護(要支援)認定を受けていた人、または申請中の人が転入する場合	戸籍住民課での住民異動届(転入届)の写し 前市区町村で交付された介護保険受給資格証明書(交付されている場合のみ)

窓口	障害者支援課(2階)		6 番 054-221-1099 7 · 8番 054-221-1589
		【届出人】	本人 ・ 家族 ・ 親族
	身体障害者手帳をお持ち の方が転入した場合	【持ち物】	□ 身体障害者手帳□ マイナンバーがわかるもの(※作成し直す場合は、顔写真1枚(タテ4cm×ヨコ3cm)が必要)
		【届出人】	本人 ・ 家族 ・ 親族
	療育手帳をお持ちの方が 転入した場合	【持ち物】	□ 療育手帳□ マイナンバーがわかるもの(※作成し直す場合は、顔写真1枚(タテ4cm×ヨコ3cm)が必要)
		【届出人】	本人 • 家族 • 親族
	重度心身障害者医療費助 成金を受けている方(身 体・知的)が転入した場合	【持ち物】	□ 身体障害者手帳または療育手帳 □ 申請者名義(受給者)の預金通帳(未成年の場合は保護者等可) □ 加入している健康保険の資格情報がわかるもの(健康保険証、マイナポータルの保険 資格情報画面、資格確認書等(写し可)) □ 他市町村の受給者証(ある方) □ 住民票上の世帯全員の市民税・県民税課税(所得)証明書、または、マイナンバーがわかるもの(65歳以上の方)
		【届出人】	本人 • 家族 • 親族
6	自立支援医療(更生医療) を受けている方が転入し た場合	【持ち物】	□ 前居住地にて交付された自立支援医療受給者証 □ マイナンバーまたは健康保険の資格情報がわかるもの(国民健康保険・後期高齢者医療被保険者の場合は加入者全員分が必要です。社会保険・健康保険の場合は本人分のみですが、被扶養者の場合は被保険者分も必要です。) □ 本人確認書類(身体障害者手帳等) □ 同一保険加入者全員の市民税・県民税課税(所得)証明書、または、マイナンバーがわかるもの
	特別児童扶養手当	【届出人】	※事情により異なりますので、障害者支援課支援係へお問い合わせください。 本人 ・ 家族 ・ 親族
	特別だ 里 大 食 チョ 特別 障 害 者 手 当 障 害 児 福 祉 手 当 経 過 的 福 祉 手 当 を受けている方が転入した 場合	【持ち物】	□ マイナンバーがわかるもの □ 障害者手帳
	 心身障害者扶養共済制度	【届出人】	本人・家族・親族
	心身障害有妖食共済制度 に加入している方が転入 した場合	【持ち物】	□ 認印 □ 加入証書 □ 住民票(住民票は加入者、障害者、年金管理者のもの)
	障害福祉サービスを受け ている方が転入した場合	【届出人】	受給者、家族またはその依頼を受けた方
7		【持ち物】	□ 障害支援区分認定証明書(転入前市町村で認定を受けていた方)□ 本人確認書類(本人との面接が必要となります。)□ 世帯員の市民税課税(非課税)証明書、または、マイナンバーがわかるもの ※サービスの内容により異なりますので障害者支援課給付係へお問い合わせください。
	精神障害者保健福祉手帳	【届出人】	本人 ・ 家族 ・ 親族
®	をお持ちの方が転入した 場合	【持ち物】	□ 前居住地で交付された精神障害者保健福祉手帳 □ 顔写真 1 枚 (タテ4cm×ヨコ3cm)
		【届出人】	本人・家族・親族
	自立支援医療(精神通院) を受けている方が転入し た場合	【持ち物】	 □ 前居住地にて交付された自立支援医療受給者証 □ マイナ保険証または資格確認書 • 国保(医師国保・建設国保等も含む)…加入者全員分 • 後期高齢…加入者全員分 • 社保、組合等…本人分のみ(ただし本人が被扶養者の場合は被保険者分も必要) □ 保険加入者全員の市民税・県民税課税(所得)証明書、または、マイナンバーがわかるもの(マイナ保険証を持参される場合には不要) ※事情により異なりますので、障害者支援課給付係へお問い合わせください。

市民税課(2階)	市 税 証 明 係 054-221-1032 軽自・諸税係 054-221-1218		
転入された年以前の所得が 記 載 さ れ た 証 明 が 必要な場合	各年1月1日にお住まいだった市町村で前年一年間分の所得を証明しますので、そちらにお問い合わせください。		
他市町村のナンバープレートが付いている原動機付自転車(125 ccまで)、小型特殊自動車及びミニカーを静岡市で使用する場合	 □ 他市町村のナンバープレート □ 標識交付証明書(残っている場合) 【持ち物】□ 旧所有者からの譲渡(販売)証明書 (他市町村(旧)の所有者と新所有者が違うとき) □ 窓口に来る方の顔写真付き本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等) 		
他市町村で廃車手続きを してきた原動機付自転車 (125 ccまで)、小型特殊自 動車及びミニカーを静岡市 で 使用する場合	 □ 廃車証明書 (他市町村が発行した廃車済を証明するもの) □ 車台番号の石ずり又は写真 「持ち物」 □ 旧所有者からの譲渡(販売)証明書 (他市町村(旧)の所有者と新所有者が違うとき) □ 窓口に来る方の顔写真付き本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等) 		
他】原動機付自転車(125	c c まで)、小型特殊自動車及びミニカー以外の問い合わせについては下記にお願いします。		
バイク(125cc超~)と	普通自動車 静岡運輸支局検査登録担当 (050-5540-2050)		
軽三輪・軽四輪車(660c	cまで) 軽自動車検査協会静岡事務所 (050-3816-1776)		
	土 地 第 1 係 054-221-1046		
固定資産税課(2階	土 地 第 1 係 054-221-1046 家 屋 第 1 係 054-221-1047		
「静岡市に土地・家屋を 【持ち物】 □ 静岡市の固定資産税納税通知書 所有している人」が転入 (転入後に土地・家屋を取得した場合は、手続の必要はありません) した場合			
【その他】 ●電話連絡でも可能です。			
1			
水道・下水道の使用を始り めるとき・井戸水をご使用で公共下水道に排水している世帯に人数の変更があるとき	備 考】・電話又は水道使用開始・中止等申し込みフォームからお申し込みください。 ・連絡先 【上下水道お客様サービスセンター 電話 054-251-1132】 受付時間 月曜〜金曜(祝日・12/29~1/3を除く) 午前8時30分~午後7時 ※ただし、3・4月は、土・日・祝日の午前8時30分~午後5時も受け付けます。 ・水道使用開始・中止等申し込みフォーム https://logoform.jp/form/79j2/448554		
	備 考】金融機関の窓口でお申し込みください。 持ち物 □ お客様番号の分かる「水道(下水道)使用水量等のお知らせ」等 □ 通帳		
	転入されたにはいいでは、		

□ 使用者・支払者以外の方が申し込む場合は委任状 詳細は、上記【上下水道お客様サービスセンター】にお問い合わせください。

静岡市まちづくり公社(3階) (市営住宅)	まちづくり公社 054-221-1253
転入者が市営住宅に同居する場合	同居の承認基準がありますので3階静岡市まちづくり公社で確認してください。 持参するものはそのときに説明します。
廃棄物対策課(13階)	浄化槽推進係 054-221-1264
し尿くみ取りを新規に始める場合。 または、し尿くみ取りをしている 家庭で人数が増えた場合	【届出人】本人又は家族(電話でも可)
市民自治推進課(15階)	自治活動支援係 054-221-1265
戦傷病者手帳を持っている人が転入した場合	【備 考】戦傷病者異動等届を提出 【持ち物】□ 戦傷病者手帳□ 転入したことが確認できる住民票□ 他都道府県から転入の場合は写真2枚(たて4cm×よこ3cm)□ 届出者の本人確認書類
戸籍管理課(15階)	霊園・斎場係 054-221-1297
愛宕・沓谷・沼上・清水大平山霊園利用者(名義人)が転入した場合※届出後、戸籍管理課へお越しください。市営墓地利用者住所変更届出書をお渡しします。 市営納骨堂利用者が転入した場合	【持ち物】 □ 市営墓地利用者住所変更届出書 □ 新住民票 □ 市営墓地利用許可証 ※後日、提出または郵送していただきます。 ※清水大平山霊園ご利用の方は、清水区役所4階 地域総務課での手続きとなります。 【持ち物】 □ 納骨堂利用者住所変更届出書
※届出後、戸籍管理課へお越しください。納骨堂利用者住所変更届出書をお渡しします。	□ 新住民票 □ 納骨堂利用許可証 ※後日、提出または郵送していただきます。
庁 舎 外	
門屋浄水場内 中山間地水道課	簡易水道施設係 054-207-9470 (葵区門屋 99 門屋浄水場)
市営簡易水道の使用を始めるとき 対象区域:井川、日向、坂ノ上	【届出人】 本人又は家族(電話でも可) 【備 考】 口座振替を利用する場合は、中山間地水道課簡易水道施設係までお問い合わせください。 こちらより申し込み用紙を送付いたします。
各保健福祉センター ※市外局番(054)	【奏 区】 城東保健福祉センター 249-3180 東部保健福祉センター 261-3311 北部保健福祉センター 271-5131 藁科保健福祉センター 277-6712 【駿河区】 南部保健福祉センター 285-8111 大里保健福祉センター 288-1111 長田保健福祉センター 259-5112 【清水区】 清水保健福祉センター 348-7711 蒲原保健福祉センター 385-5670
妊婦または産後概ね 56 日以内 の産婦が転入した場合	【持ち物】□ 母子健康手帳 □ 転入前の市町村で発行された妊産婦健康診査受診票や新生児聴覚スクリーニング検査受診票、1か月児健康診査受診票 【備 考】静岡市の妊産婦健康診査受診票や新生児聴覚スクリーニング検査受診票、1か月児健康診査受診票への交換が必要になるため、お近くの保健福祉センターへお越しください。各区役所子育て支援課でも手続きができます。(来所時の妊娠週数等により受診票を交換します。)
こども家庭福祉課 (静脈音 17階) 各保健福祉センター	母子保健係 054-221-1574
4か月児・10か月児の健康診査 について	 ●お子さんがまだ対象月齢(4か月・10か月)に達していない場合は、転入の1~2か月後に受診票を送付しますので、それを持って医療機関で受診してください。 ●前市区町村で未受診の方で、すでに対象月齢に達している、または1か月以内に対象月齢に達する場合は、転入日の翌日以降にこども家庭福祉課またはお近くの保健福祉センター、あるいは各区役所子育て支援課で受診票を発行します。(母子健康手帳をご持参ください。)
動物愛護センター 静岡市	動物愛護第1係(葵区・駿河区)054-278-6409
犬の飼い主が転入してきた場合 ※マイクロチップが装着された犬の場合は、 事前にお電話等でお問い合わせください。	【届出人】本人又は家族 【持ち物】 □ 鑑札

市立図書館各館			
	【届出人】	本人 ※電子申請サービスからも申請が可能です(証明書の画像の添付が必要です)	
	【持ち物】	□ 住所、名前、生年月日が確認できる証明書(例:免許証、マイナンバーカードなど)	
	【連絡先】	中 央 図書館 247-6711 北 部 図書館 653-1817	
図書館資料を借りたい場合		御幸町 図書館 251-1868 麻機分館 248-5035	
※市外局番(O54)			
		南 部 図書館 288-2151 清水中央 図書館 354-1331	
		西 奈 図書館 265-2556 清水興津 図書館 360-4311	
		長 田 図書館 259-7878 蒲 原 図書館 388-3456	
保健所保健所総務課		疾病対策係 054-249-3177	
	【届出人】	本人または家族	
	7+±+-+m1	※担当にお問合わせのうえ、届け出てください。(新規申請)	
 特定医療(指定難病)受給者が転	【持ち物】	□ 前住所地発行の特定医療費(指定難病)受給者証の写し □ 紙の健康保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書	
入した場合		または、マイナ保険証(マイナポータルの画面の提示が必要です)	
, (0,032		【注】加入している健康保険の種類により、市町村民税課税証明書や家族の健康保険証等が	
		必要になる場合があります。	
		【注】マイナンバーが分かるもの、申請者の身元を確認できるものを窓口で提示していただきます。	
	【届出人】	本人または家族 ※担当にお問合わせのうえ、届け出てください。(新規申請)	
	【持ち物】		
	「ロみつかり」	□ 紙の健康保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書	
小児慢性特定疾病医療受給者が		または、マイナ保険証(マイナポータルの画面の提示が必要です)	
転入した場合		【注】加入している健康保険の種類により、市町村民税課税証明書が必要になる場合があります。	
		詳細は担当までお問合せください。	
		【注】マイナンバーが分かるもの、申請者の身元を確認できるものを窓口で提示していただきます。【注】医療機関が変わる場合は、条件がありますので担当までお問い合わせください。	
	【届出人】	本人または家族	
	1/WW/\1	※担当にお問合わせのうえ、届け出てください。(新規申請)	
	【持ち物】	●医療機関変更がない場合	
自立支援医療(育成医療)受給者		□ 前住所地発行の自立支援医療受給者証(育成医療)の写し	
が転入した場合		□ 紙の健康保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書	
		または、マイナ保険証(マイナポータルの画面の提示が必要です) 【注】マイナンバーが分かるもの、申請者の身元を確認できるものを窓口で提示していただきます。	
		【注】 と が	
	【届出人】		
		※担当にお問合わせのうえ、届け出てください。(新規申請)	
未熟児養育医療受給者が転入し	【持ち物】	□ 転入前に発行された医療券の原本または写し	
た場合		□ 紙の健康保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書	
		または、マイナ保険証(マイナポータルの画面の提示が必要です) 【注】マイナンバーが分かるもの、申請者の身元を確認できるものを窓口で提示していただきます。	
	7 Pull 1 3		
		本人または家族	
被爆者健康手帳を持っている人	【持ち物】	□ 被爆者健康手帳 □ 転入したことがわかる住民票	
が転入した場合		□ 報告が手当を受けている場合は手当証書	
		□ 被爆者の振込金融機関の□座番号のわかるもの	
保健所 感染症対策課		予防接種係 054-249-3173	
	7歳未満	のお子様には、予防接種シール交付の案内を送付します。	

予防接種シールについて

接種対象年齢内で未接種のものがあれば、予防接種シール交付申請の手続きをしてください。電子申請、来庁申請でお手続きができます。詳しくは、予防接種シール交付の案内をご覧ください。